



2022年2月24日

各 位

会社名 株式会社 エプコ  
代表者名 代表取締役グループ CEO 岩崎 辰之  
(コード番号 2311 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役 CFO 吉原 信一郎  
(TEL. 03-6853-9165)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年3月25日開催予定の第32期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第26期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）が、本株主総会では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）と定め、この報酬枠とは別枠として当社の対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、年額20百万円以内（うち社外取締役分年額5百万円以内）といたします。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年4万株以内（うち社外取締役分年1万株以内）といたします。ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものといたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から取締役を退任する日までの間、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

### 3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定です。

以上